

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第三十五号

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部を改正する条例

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例（平成十八年六月奈良県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 奈良県公立大学法人奈良県立大学評価委員会

第七条中「第二条各号」を「第二条第一号」に、「医療政策部」を「地域振興部、同条第二号及び第三号に掲げる委員会の庶務は医療政策部」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。